

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成28年12月12日（月曜日）

## 総務消防委員会

日時 平成28年12月12日（月曜日） 午前9時00分開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総務部、企画部

第173号議案	「質疑・討論・採決」
第174号議案	「質疑・討論・採決」
第175号議案	「質疑・討論・採決」
第176号議案	「質疑・討論・採決」
第199号議案	「質疑・討論・採決」
第200号議案	「質疑・討論・採決」
第201号議案	「質疑・討論・採決」
第202号議案	「質疑・討論・採決」
第203号議案	「質疑・討論・採決」
第204号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	村田康助	副委員長	打桐厚史		
委員	中西宏彰	丸山隆弘	加藤芳夫	菊地勝昭	
議長	下江洋行				

欠席委員 なし

### 説明のため出席した者

総務部、企画部の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第173号議案から第176号議案まで、及び第199号議案から第204号議案までの10議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第173号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 173号議案のですね、この第4条2ページのほうなんですけども、この第4条中、第5項5号っていうのを市民福祉課長を市の職員に改めるっていうところがあるんですけど、これ老人ホームのこの入所判定委員会の条例見てもそうですけど、この課長を職員、市の職員にっていうことになると、市の職員っていうのはどんな職、どなたでもいいって言うか、入所判定ですから、ある程度、管理職とか課長職っていう形で思ってたんですけど、市の職員ならどなたでもいいのかなっていう判断にもなりかねないんですけど、その辺どうなんですか。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 ここで言う、市の職員というのはですね、担当所管課長ということになります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 所管課長なら過去の今までの条例どおり、所管課長とか福祉課長とか、そういったのを新しい課名の課長でもいいと思うんですけど、市の職員と言うと、何となくイメージが、市長が委嘱する場合に、課長でなくても、平の職員でもいいし、係長でもよくなってしまふものですから、ちょっと疑問を感じてるんですけども、一応、課長職を

あてるという意味合いの市の職員という意味でとらえていいですか。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、加藤委員のおっしゃる御質問の件なんですけど、これまで事務局って言いますか、丸々業務に関するものについては丸々課長にあて職みたいでやっておったんですが、そうしますと、御承知のとおり、部については条例で決まっております。

課の名称については、事務分掌規則で定められておりまして、課の名称を変えるたびに、こういった条例を、言葉悪いですけど、変えなきゃいけないものですから、部の名称等が変わりますと、課の名前も当然ながらセクションが変わってきますので、そういう部の名称が変わるのをまずきっかけに、こういった関連のものについても、条例もいじってるという状況です。

したがって、こういうような表現になっております。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第174号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第174号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第175号議案 新城市職員の退職手当てに関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと教えてください。職員の退職手当てに関する条例の1ページ、2ページ、最後のほうなんです。附則の5なんですけども、この附則のほうのこの4行目かな、条例第2条第11項第5号に書かれてる移転費に相当する退職手当ての支給、移転費とはどういう意味。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 移転費につきましては、失業保険制度のほうに移転費というのが認められておるんですけども、それについて、職員については、公務員の退職手当てについては、該当しないというような。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 公務員を退職して65歳以上の再任用って言うか、退職後の失業保険に係るところの出てくるのが移転費ということでこれ捉えてよいの。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 65歳以上の公務員が失業した場合の手当てが退職金と通常の失業保険との間の差額が発生した場合に、移転費も含めてというものです。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 移転費そのものの意味はどういう意味。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 移転費自体は、就業のため引っ越しが必要となったような場合ということ。

次の仕事につくために移転が必要、引っ越し等が発生した場合に必要な費用。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第175号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第176号議案 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

それでは、討論を終了いたします。

採決に入りたいと思います。これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第199号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 時たまこれ、あるんですけども、認可地縁団体を主となって、今回もそうですけども、稲木の区長に変わったということで過去の例を見てると、大体できるだけ地縁団体をつくっていただいた中で無償譲渡というのが多かったんですけど、このところ時々ですね、この財産じゃなくて、ごめんなさい、稲木区っていう形で来ると、区の財産に譲渡することはわかるんですけども、区としての市からの指導として、できるだけ早く地縁団体をつくって協議をできるようにしなければいけないと思うんですけども、この辺の指導と、区としての今回この区に渡したときに、区は協議ができないっていう状況の中で、区の所有財産として、市はどのようなかたちで決めてきたのかと言うか、御理解していくのかという、その辺ちょっと聞きたい。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 認可地縁団体を地元でつくっていただくのが一番いいかとは思っております。当然、登記もしっかりできますし。

ただ、つくっていただきたいということでもお願いはできたとしてもですね、やっぱりこれは地元の総意で認可地縁団体っていうのは

設立されるものですから、ちょっとそこまでは、踏み込めておらないという状況でございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、この認可団体がいないということになると、今まで市の施設として登記されておったか分かりませんが、今後はこの未登記のまま所有権っていうのが、権利だけ移るっていうか、書類上の権利が移るだけであって、第三者の対抗要件としては出てこないということになってしまうっていうことなんですか。そういう形ですよ。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 当然、登記することはできませんので、第三者の対抗要件はないということですけども、第三者に対抗できる要件をやっぴり備えるべきだということで、地元がまとまればですね、そういう認可地縁団体をつくっていただくような方向で、また相談に乗らせていただきたいと思います。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第199号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第200号議案 財産区有財産の無償譲渡を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 今回の財産区の財産ですね、鳥原区自治会に譲渡するわけなんですけども、これ2つ目は、譲渡財産としては土地ということで、不動産が譲渡されているんですけども、その上にある立木等については、どのような扱いになるのかということと、それからこの森林組合の出資金ですけども、これも相手方の自治体に譲渡されるっていうことなんですけども、今後、出資金とか、例えば投資したものとかがいんな、こういう金銭に関することの譲渡に関して、何らか譲渡に関する税の関係っていうのは発生しないのか。2点お願いします。

○村田康助委員長 吉林まちづくり推進課長、お願いします。

○吉林和久まちづくり推進課長 立木についても、土地と一体的に譲渡する予定でございます。

また、譲渡に関しまして、登録免許税等は発生します。

また、不動産所得税についても発生しますので、そちらにつきましては平成29年度までに移管していただければ、補助の対象として交付するということになっております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、立木もこれ当然付いてくると思いますが、譲渡財産というのか土地にしか表示させてないものですかね、ちょっと疑問に思ったんですけども、今、予定と言われてるんですけど、この今回のこの議案の中には、立木っていうのは含まれていないということではないですか。予定と言われておったんですけども。

○村田康助委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 立木につきましては、不動産の土地を処分することによって、同じく処分されるということになりま

す。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 土地が付随するものも本来これ表記しないとおかしいのではないかなと、私はちょっとタベ見とって思ってたんですけども、表示なしでいってしまうのかな。それでいいのかな。条例上の問題って言うか、財産の譲渡ですから、普通一般で見ると、民間で行くと、土地は土地、建物は建物として表現した上で、譲渡、財産としてやるんですけども、今回これだけ大きないろんな不安要因が多いものですから、そう大きな理由ではないと思うんですけども、それもそれなりの立木があると思うんですけど、どうなのかな。

○村田康助委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 建物については、個々に別で計上するべきものですが、立木につきましては、関係法令に基づくと、土地を処分することによって一体的に処分されるということです。

○村田康助委員長 三浦企画部理事。

○三浦 彰企画部理事 御指摘のとおりなんですが、財産の登記については、当然この土地でございますので、この譲渡と。

立木については、当然これ登記はされておりませんが、当然、上物の権利はございますが、それによって譲渡するのではなくて、当然、上物についてる立木についても、当然、一括してということなんですけども、登記をされてないので、ついてということですが、ただ材積というのは、当然、立木補償とかというのございますので、その権利、上物の権利が違う場合は、これ当然、継承されるべきものですが、当然、一緒ですので、今回は、その土地について一緒に譲渡ということでございます。

○村田康助委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。  
それでは、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。  
これより第200号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第201号議案 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。  
これより第201号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第202号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。  
これより第202号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第203号議案 新城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。  
これより第203号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第204号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第204号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時25分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助